

保有個人データに関する事項の公表等について

愛知用水土地改良区個人情報保護に関する規程第 15 条の規定により、保有個人データに関する事項を公表する。

平成 18 年 12 月 1 日

愛知用水土地改良区
理事長 伴 武 量

- 1 この土地改良区の名称
愛知用水土地改良区
- 2 利用目的
愛知用水土地改良区定款第 4 条に規定する事業を円滑に実施するために利用する。
労働者等の個人情報、事業等を実施する際の雇用管理のために利用する。
- 3 個人情報の保護に関する方針
 - ①法令等を遵守し、個人情報を適切に取扱う。
 - ②苦情処理に適切に取り組む。
- 4 共同利用に関する事項
 - ①この土地改良区の個人データは、共同利用を行う。共同利用の概要は下記のとおり。
 - ・共同して利用する個人データの項目
氏名、住所、土地所有状況等の組合員名簿、土地原簿等の個人情報データベース等に記載されている事項
 - ②共同で利用する者の範囲
愛知県、愛知県土地改良事業団体連合会、独立行政法人水資源機構、この土地改良区に關係する市町・農業委員会・土地改良区および農業協同組合と共同で利用する。
 - ③利用する者の利用目的
この土地改良区の關係する国営事業、県営事業、機構営事業、その他の地域農業振興のため。
 - ④個人情報の管理について責任を有する者の名称
愛知用水土地改良区 個人情報保護管理責任者 総務部長
- 5 利用目的の通知又は保有個人データの開示等を求める場合の手続き及び手数料
 - ①保有個人データの開示等を求める場合の手続き
開示等の求めを行う旨及び求めの内容を記載した書面を愛知用水土地改良区理事長へ提出して下さい。
 - ②手数料
別表のとおり
ただし、これによりがたい場合は実費を徴収するものとする。
- 6 第 22 条に規定する個人情報の取扱いに関する苦情の申出先
愛知用水土地改良区 個人情報保護管理責任者 総務部長